

令和 7 年 9 月

春日部市議会定例会議案

議 案 目 録

令和 7 年 9 月春日部市議会定例会

議案第 76 号	春日部市集会所条例の一部改正について・・・・・・・・・・	5
議案第 77 号	春日部市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について・・・	7
議案第 78 号	春日部市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について・・・	16
議案第 79 号	春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 の一部改正について・・・・・・・・・・	18
議案第 80 号	春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について・・・・・・・・・・	22
議案第 81 号	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例 の一部改正について・・・・・・・・・・	26
議案第 82 号	春日部市都市公園条例の一部改正について・・・・・・・・・・	30
議案第 83 号	春日部市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について・	35
議案第 84 号	春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について・・	37
議案第 85 号	庄和消防署大規模改修工事請負契約の締結について・・・・・・・・	41
議案第 86 号	財産の取得について (春日部市立中学校・義務教育学校における学習者用端末)・・・・	42
議案第 87 号	指定管理者の指定について (春日部市市民活動センター)・・・・・・・・	43
議案第 88 号	指定管理者の指定について (ふじ支援センター、ゆりのき支援センター、リサイクルショップ、 ひまわり園及びあおぞら)・・・・・・・・	44
議案第 89 号	指定管理者の指定について (春日部市立ふじ学園及び春日部市立八木崎保育所)・・・・	45
議案第 90 号	指定管理者の指定について (春日部市立武里南保育所)・・・・・・・・	46
議案第 91 号	指定管理者の指定について (春日部市立体育施設及び春日部市都市公園)・・・・・・・・	47
議案第 92 号	令和 6 年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について・	50

議案第 93 号	令和6年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について・・・・・・・・・・・・・・・・	51
議案第 94 号	令和6年度春日部市一般会計決算認定について・・・・・・・・	52
議案第 95 号	令和6年度春日部市国民健康保険特別会計決算認定について・・・・・	53
議案第 96 号	令和6年度春日部市後期高齢者医療特別会計決算認定について・・・・・	54
議案第 97 号	令和6年度春日部市介護保険特別会計決算認定について・・・・・・・・	55
議案第 98 号	令和6年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 特別会計決算認定について・・・・・・・・	56
議案第 99 号	令和6年度春日部市立看護専門学校特別会計決算認定について・・・・・	57
議案第100号	令和6年度春日部市水道事業会計決算認定について・・・・・・・・	58
議案第101号	令和6年度春日部市病院事業会計決算認定について・・・・・・・・	59
議案第102号	令和6年度春日部市下水道事業会計決算認定について・・・・・・・・	60
議案第103号	令和7年度春日部市一般会計補正予算（第3号）について・・・・・・・・	61
議案第104号	令和7年度春日部市一般会計補正予算（第4号）について・・・・・・・・	62
議案第105号	令和7年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） について・・・・・・・・	63
議案第106号	令和7年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） について・・・・・・・・	64
議案第107号	令和7年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第1号）について・・	65
議案第108号	令和7年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 特別会計補正予算（第1号）について・・・・・・・・	66
議案第109号	令和7年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第1号） について・・・・・・・・	67
議案第110号	令和7年度春日部市病院事業会計補正予算（第1号）について・・・・・	68
議案第111号	令和7年度春日部市下水道事業会計補正予算（第1号）について・・	69

議案第 7 6 号

春日部市集会所条例の一部改正について

春日部市集会所条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市西部第三土地区画整理記念館の廃止に伴い、名称及び位置の規定を改正したく提案いたします。

春日部市集会所条例の一部を改正する条例

春日部市集会所条例（平成１７年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前										
(名称及び位置) 第２条 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>春日部市谷中小記念館</td><td>春日部市大場656番地 1</td></tr> </table>	名称	位置	春日部市谷中小記念館	春日部市大場656番地 1	(名称及び位置) 第２条 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>春日部市谷中小記念館</td><td>春日部市大場656番地 1</td></tr> <tr> <td>春日部市西部第三土地区画整理記念館</td><td>春日部市浜川戸二丁目 9 番地 1</td></tr> </table>	名称	位置	春日部市谷中小記念館	春日部市大場656番地 1	春日部市西部第三土地区画整理記念館	春日部市浜川戸二丁目 9 番地 1
名称	位置										
春日部市谷中小記念館	春日部市大場656番地 1										
名称	位置										
春日部市谷中小記念館	春日部市大場656番地 1										
春日部市西部第三土地区画整理記念館	春日部市浜川戸二丁目 9 番地 1										

附 則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

議案第 77 号

春日部市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

春日部市職員の育児休業等に関する条例等の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、趣旨の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

目次

第1章 総務（第1条・第2条）

第2章 厚生福祉（第3条）

第3章 建設（第4条）

附則

第1章 総務

（春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。

（2）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第17条 （2）勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。） （第1号部分休業の承認） 第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第17条 （2）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規

<u>範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u>	<u>定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u>
2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 （第2号部分休業の承認）	3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。
第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数 （2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数	

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間) 第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間) 第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分 (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情) 第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い)	
第19条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由)	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由)
第20条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	第20条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>

(春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第53号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引

かれた字句に改める。

改正後	改正前
(給与の減額) 第14条 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）第2条の2に規定する者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>（2時間を超えない<u>範囲内又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内</u>の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年条例第9号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（春日部市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第33号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除	(給与の減額) 第14条 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）第2条の2に規定する者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>（2時間を超えない<u>範囲内</u>の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年条例第9号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（春日部市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第33号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない

く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	い範囲内の時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
--	--

第2章 厚生福祉

(春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年条例第30号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(給与の減額) 第18条 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の <u>全部又は一部</u> (2時間を超えない <u>範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内</u> の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年条例第9号)第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(春日部市職員の高齢者等に関する条例(平成17年条例第33号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定するもので負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわ	(給与の減額) 第18条 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の <u>一部</u> (2時間を超えない <u>範囲内</u> の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年条例第9号)第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(春日部市職員の高齢者等に関する条例(平成17年条例第33号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定するもので負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわ

するもので負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	たり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
--	---

第3章 建設

（春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第198号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（給与の減額） 第15条 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ず	（給与の減額） 第15条 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ず

る者として管理者が定める者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>(2時間を超えない<u>範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内</u>の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年条例第9号)第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(春日部市職員の定年等に関する条例(平成17年条例第33号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定するもので負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、管理者が、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	る者として管理者が定める者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>(2時間を超えない<u>範囲内</u>の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(春日部市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年条例第9号)第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(春日部市職員の定年等に関する条例(平成17年条例第33号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定するもので負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、管理者が、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における

る部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の春日部市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 78 号

春日部市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について

春日部市保育の必要性の認定に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、保育の必要性の認定基準の規定を改正したく提案いたします。

春日部市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例

春日部市保育の必要性の認定に関する条例（平成１７年条例第９１号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（保育の必要性の認定基準） 第２条 (11) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設（法第27条第１項に規定する特定教育・保育施設をいう。）又は特定地域型保育事業（法第43条第<u>4</u>項に規定する特定地域型保育事業をいう。）（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	（保育の必要性の認定基準） 第２条 (11) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設（法第27条第１項に規定する特定教育・保育施設をいう。）又は特定地域型保育事業（法第43条第<u>2</u>項に規定する特定地域型保育事業をいう。）（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第 79 号

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、利用定員に関する基準の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1） 特定地域型保育の提供を受けている満3	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1） 特定地域型保育の提供を受けている満3

歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及び

歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそ

<u>イに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 (2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u>	<u>それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>
<u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u>	<u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u>
<u>6 (略)</u> <u>7 (略)</u> <u>8 (略)</u> <u>9 (略)</u> <u>10 (略)</u> <u>11 (略)</u>	<u>4 (略)</u> <u>5 (略)</u> <u>6 (略)</u> <u>7 (略)</u> <u>8 (略)</u> <u>9 (略)</u>
附 則 (連携施設に関する経過措置) 7 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	附 則 (連携施設に関する経過措置) 7 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 80 号

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等との連携の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（保育所等との連携） 第7条 （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（<u>次項において「保育内容支援」という。</u>）を実施すること。 （3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第6項</u>第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 （1） 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 （2） 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	（保育所等との連携） 第7条 （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u>こと。 （3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第4項</u>第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	
3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。	
4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 家庭的保育事業者等が<u>代替保育連携協力者を適切に確保した場合</u>には、<u>次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 (2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u>	2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 家庭的保育事業者等と<u>次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>
5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u>	3 前項の場合において、<u>家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u>
6 (略)	4 (略)
7 (略)	5 (略)
附 則 (連携施設に関する経過措置)	附 則 (連携施設に関する経過措置)
4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内	4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内

保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 1 号

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

重度心身障害者医療費助成制度の見直しに伴い、定義の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成１７年条例第１０７号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(定義) 第２条 (４) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する２級の障害を有する者 <u>(５)</u> (略) <u>(６)</u> (略) ４ この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５８条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号の精神通院医療（以下この項において「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれを含む。）をいう。 (対象者) 第３条 この条例による助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含	(定義) 第２条 (４) (略) <u>(５)</u> (略) (対象者) 第３条 この条例による助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含

む。)及び被扶養者(第7条において「被保険者等」という。))である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)

ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

ケ (略)

コ (略)

(3) 本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

む。)及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)

ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

<u>(12)</u> (略) <u>(13)</u> (略)	<u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略)
2	2
(4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項<u>第5号又は第6号</u>に規定する重度心身障害者であって、65歳に達する日の前日までに令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けた者は、この限りでない。 (助成金) 第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金(次に掲げるものを除く。)について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、受給者の責め(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額については助成金の対象としない。 (1) 第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金 (2) 第2条第1項第4号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金 (<u>受給資格の確認</u>) 第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等及び受給者であることの確認を受けなければならない。</u>	(4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項<u>第4号又は第5号</u>に規定する重度心身障害者であって、65歳に達する日の前日までに令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けた者は、この限りでない。 (助成金) 第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金(<u>第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金</u>を除く。)について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、受給者の責め(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額については助成金の対象としない。 (<u>受給者証の提示</u>) 第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに、受給者証を提示しなければならない。</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 82 号

春日部市都市公園条例の一部改正について

春日部市都市公園条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

公園施設の公募設置管理制度を活用するため、公園施設の設置基準の特例の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 春日部市都市公園条例（平成17年条例第150号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項又は号を当該改正後の欄の項又は号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の項を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項、号、表又は備考に対応する改正前の欄の項、号、表又は備考が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項、号、表又は備考を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（公園施設の設置基準の特例） 第1条の6 5 令第6条第6項に掲げる場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 6 （略） （公園施設の設置、管理等の許可申請の記載事項） 第9条 （2） 公園施設管理の許可を受けるとき。 ア 管理の目的 イ 管理する公園施設 ウ 管理の期間 エ 管理の方法 オ その他規則で定める事項 （3） （略） （使用料等の徴収） 第14条	（公園施設の設置基準の特例） 第1条の6 5 （略） （公園施設の設置、管理等の許可申請の記載事項） 第9条 （2） （略） （使用料等の徴収） 第14条 4 使用料又は占用料の額が月単位として定められている場合において、使用又は占用の日数に1か月未満の端数を生じたときは、使用料又は占用料の額は、その月の日数に応じて日割計算

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第29条

- 2 利用料金の額は、別表第2 **第3項**の表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

別表第2 (第13条、第29条関係)

1 公園施設の設置又は管理の許可による使用料

種別	使用料
土地	春日部市行政財産の使用料に関する条例 (平成17年条例第79号)の例により市長が定める額
公園施設	

2 (略)

3 都市公園の行為による使用料

行為の種類	単位	使用料
行商その他これに類する行為	1 m ² につき 1 日	100円
業として行う写真の撮影	1 日	500円
業として行う映画の撮影	1 日	5,000円
興行	1 m ² につき 1 日	20円
競技会、展示会、博覧会、祭りその他これに類する催し	1 m ² につき 1 日	10円
バーベキュー(既設の炉を使用する場合に限る。)		
内牧公園	1 炉につき 1 日	1,000円
庄和総合公園	1 炉につき 1 日	1,000円

備考 使用面積に1 m²未満の端数があるときは、1 m²に切り上げて計算する。

により算出する。

- 5 面積の計算については、1平方メートル未満の端数は、1平方メートルに切り上げて計算する。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第29条

- 2 利用料金の額は、別表第2 **第2項**の表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

別表第2 (第13条、第29条関係)

1 (略)

2 都市公園の行為による使用料

行為の種類	単位	使用料
行商その他これに類する行為	1 m ² につき 1 日	100円
業として行う写真の撮影	1 日	500円
業として行う映画の撮影	1 日	5,000円
興行	1 m ² につき 1 日	20円
競技会、展示会、博覧会、祭りその他これに類する催し	1 m ² につき 1 日	10円
バーベキュー(既設の炉を使用する場合に限る。)		
内牧公園	1 炉につき 1 日	1,000円
庄和総合公園	1 炉につき 1 日	1,000円

第2条 春日部市都市公園条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項、表又は備考（以下「改正後の項等」という。）に対応する改正前の欄の項、表又は備考が存在しない場合にあっては、当該改正後の項等を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																						
（使用料等の額） 第13条 2 別表第1の有料公園施設を使用しようとする者は、<u>別表第2第4項及び</u>春日部市立体育施設条例（平成17年条例第190号）の別表に掲げる使用料を納付しなければならない。 （利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定） 第29条 2 利用料金の額は、別表第2 <u>第3項及び第4項</u>の表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。 別表第1（第7条、第13条関係） <table><tr><th>公園名</th><th>有料の公園施設</th></tr><tr><td>庄和総合公園</td><td>体育館・野球場・屋外テニスコート</td></tr><tr><td>（仮称）（新）中央町第1公園</td><td>駐車場</td></tr></table> 別表第2（第13条、第29条関係） 4 （仮称）（新）中央町第1公園駐車場 <table><tr><th>車種</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び中型自動車</td><td>1時間以内</td><td>400円</td></tr><tr><td></td><td>1時間を超えた場合は、その超えた時間1時間までごとに</td><td>400円</td></tr><tr><td>道路交通法第3条に規定する準</td><td>1時間以内</td><td>100円</td></tr></table>	公園名	有料の公園施設	庄和総合公園	体育館・野球場・屋外テニスコート	（仮称）（新）中央町第1公園	駐車場	車種	単位	使用料	道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び中型自動車	1時間以内	400円		1時間を超えた場合は、その超えた時間1時間までごとに	400円	道路交通法第3条に規定する準	1時間以内	100円	（使用料等の額） 第13条 2 別表第1の有料公園施設を使用しようとする者は、<u>春日部市立体育施設条例（平成17年条例第190号）</u>の別表に掲げる使用料を納付しなければならない。 （利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定） 第29条 2 利用料金の額は、別表第2 <u>第3項</u>の表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。 別表第1（第7条、第13条関係） <table><tr><th>公園名</th><th>有料の公園施設</th></tr><tr><td>庄和総合公園</td><td>体育館・野球場・屋外テニスコート</td></tr></table> 別表第2（第13条、第29条関係）	公園名	有料の公園施設	庄和総合公園	体育館・野球場・屋外テニスコート
公園名	有料の公園施設																						
庄和総合公園	体育館・野球場・屋外テニスコート																						
（仮称）（新）中央町第1公園	駐車場																						
車種	単位	使用料																					
道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び中型自動車	1時間以内	400円																					
	1時間を超えた場合は、その超えた時間1時間までごとに	400円																					
道路交通法第3条に規定する準	1時間以内	100円																					
公園名	有料の公園施設																						
庄和総合公園	体育館・野球場・屋外テニスコート																						

中型自動車及び 普通自動車	1時間を超えた 場合は、その超 えた時間1時間 までごとに	100円
------------------	--	------

備考 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の春日部市都市公園条例第14条及び別表第2の規定は、令和7年10月1日以後の許可に係る使用料又は占用料について適用し、同日前の許可に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

議案第 83 号

春日部市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正について

春日部市立医療センター使用料及び手数料条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

無痛分娩による出産ニーズへの対応を図るため、使用料の規定を改正したく提案いたします。

春日部市立医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

春日部市立医療センター使用料及び手数料条例（平成１７年条例第２０５号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前				
(使用料)				(使用料)				
第 2 条				第 2 条				
(3) 分娩に要する額 次の表に定める額				(3) 分娩料 1 件につき				
種別		金額（1 件につき）		種別	時間内	時間外	深夜	休日
		市民	市民外					
分娩料	時間内	80, 000円	85, 000円	市民	80, 000円	90, 000円	100, 000円	
	時間外	90, 000円	95, 000円	市民外	85, 000円	95, 000円	105, 000円	
	深夜	100, 000円	105, 000円					
	休日							
無痛分娩加算料		120, 000円						

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

議案第 8 4 号

春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について

春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例を別紙記載のとおり廃止する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

全ての住民基本台帳カードの有効期間が満了となることに伴い、条例を廃止したく提案いたします。

春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年12月31日から施行する。

（春日部市印鑑条例の一部改正）

2 春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（印鑑登録証明の申請及び交付） 第11条 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により前条の規定による証明を受けようとする<u>ときは</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	（印鑑登録証明の申請及び交付） 第11条 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により前条の規定による証明を受けようとする<u>ときは、春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）第3条第2号に掲げるサービスの提供を受けるために必要な情報が記録された住民基本台帳カード</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(春日部市手数料条例の一部改正)

3 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
附 則 （多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）			附 則 （多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）		
2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、別表第1春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付の項中「200円」とあるのは「100円」と、別表第2地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による徴収金に関する事項に係る証明書の交付の項中「200円」とあるのは「100円」と、同表住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の項中「200円」とあるのは「100円」と、同表戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3項及び第5項の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定による戸籍証明書の交付の項中「450円」とあるのは「450円（春日部市印鑑条例第11条第2項に規定する多機能端末機により戸籍謄抄本の交付を受ける場合については、1通につき 100円）」とする。			2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、別表第1春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付の項中「200円」とあるのは「100円」と、別表第2地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による徴収金に関する事項に係る証明書の交付の項中「200円」とあるのは「100円」と、同表住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の項中「200円」とあるのは「100円」と、同表戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3項及び第5項の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定による戸籍証明書の交付の項中「450円」とあるのは「450円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する多機能端末機により戸籍謄抄本の交付を受ける場合については、1通につき 100円）」とする。		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
市の条例等に基づく事務に係る手数料			市の条例等に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明手数料	1件につき 300円（春日部市印鑑条例第11条第2項に規定する多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受ける場合については、1件につ	春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明手数料	1件につき 300円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）第2条第2号に規定する多機能端末機により印

		き 200円)
--	--	---------

別表第2（第2条関係）

法令に基づく事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による徴収金に関する事項に係る証明書の交付	非課税証明手数料 課税証明手数料 納税証明手数料 その他市税に関する証明手数料	1件につき 300円（ <u>春日部市印鑑条例第11条第2項</u> に規定する多機能端末機により非課税証明書、課税証明書又は納税証明書の交付を受ける場合については、1件につき 200円）
（略）	（略）	（略）
住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料	1件につき 300円（ <u>春日部市印鑑条例第11条第2項</u> に規定する多機能端末機により住民票又は戸籍の附票の写しの交付を受ける場合については、1件につき 200円）

		鑑登録証明書の交付を受ける場合については、1件につき 200円)
--	--	----------------------------------

別表第2（第2条関係）

法令に基づく事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による徴収金に関する事項に係る証明書の交付	非課税証明手数料 課税証明手数料 納税証明手数料 その他市税に関する証明手数料	1件につき 300円（ <u>春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号</u> に規定する多機能端末機により非課税証明書、課税証明書又は納税証明書の交付を受ける場合については、1件につき 200円）
（略）	（略）	（略）
住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料	1件につき 300円（ <u>春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号</u> に規定する多機能端末機により住民票又は戸籍の附票の写しの交付を受ける場合については、1件につき 200円）

議案第 8 5 号

庄和消防署大規模改修工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 庄和消防署大規模改修工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 5 の 2 （制限付一般競争入札） |
| 3 | 契 約 金 額 | 4 7 8 , 5 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 正和・大和特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 | 春日部市豊野町二丁目 3 2 番地 1 9 |
| | | 正和工業株式会社 |
| | | 代表取締役 横 田 生 樹 |
| 5 | 工 期 | 契約の日から令和 9 年 3 月 1 7 日まで |

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

庄和消防署大規模改修工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案いたします。

議案第 8 6 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

1 取得する財産

種 類 物品

物品名 春日部市立中学校・義務教育学校における学習者用端末

2 取 得 金 額 2 3 6 , 6 9 3 , 0 3 6 円

3 取 得 の 方 法 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号（随意契約）

4 契約の相手方 東京都千代田区外神田六丁目 1 5 番 1 2 号

富士電機 I T ソリューション株式会社

代表取締役 及 川 弘

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市立中学校・義務教育学校における学習者用端末を取得するため、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案いたします。

議案第 87 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
春日部市市民活動センター
- 2 指定管理者に指定する団体
東京都千代田区三番町 2 番地
株式会社コンベンションリンケージ
代表取締役 平 位 博 昭
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市市民活動センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案いたします。

議案第 88 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

ふじ支援センター、ゆりのき支援センター、リサイクルショップ、ひまわり園及びあおぞら

2 指定管理者に指定する団体

春日部市中央二丁目 24 番地 1

社会福祉法人春日部市社会福祉協議会

会長 鈴木 敏 仁

3 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

ふじ支援センター、ゆりのき支援センター、リサイクルショップ、ひまわり園及びあおぞらの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案いたします。

議案第 89 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
春日部市立ふじ学園及び春日部市立八木崎保育所
- 2 指定管理者に指定する団体
川口市並木二丁目 5 番 1 号
埼玉りそな銀行西川口支店ビル 1 階
株式会社コマーム
代表取締役 小 松 秀 人
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市立ふじ学園及び春日部市立八木崎保育所の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案いたします。

議案第 90 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
春日部市立武里南保育所
- 2 指定管理者に指定する団体
千葉県野田市中野台 5 6 4 番地の 2
株式会社コビーアンドアソシエイツ
代表取締役 小 林 照 男
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市立武里南保育所の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案いたします。

議案第 9 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
別紙 1 のとおり
- 2 指定管理者に指定する団体
別紙 2 のとおり
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市立体育施設及び春日部市都市公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案いたします。

別紙 1

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

第 1 春日部市立体育施設

春日部市総合体育館
春日部市営大沼運動公園グラウンド
春日部市立市民体育館
春日部市南栄町グラウンド
春日部市谷原グラウンド
春日部市立沼テニス場
春日部市立市民武道館
春日部市牛島野球場
春日部市庄和体育館
春日部市庄和テニスコート
春日部市庄和球場

第 2 春日部市都市公園

大沼公園
南栄町第 1 近隣公園
谷原第 1 公園
中央町第 3 公園
牛島公園
庄和総合公園
内牧公園

別紙 2

指定管理者に指定する団体

名称 アイル・オーエンス・東武緑地グループ

代表団体

さいたま市浦和区常盤二丁目 9 番 10 号

アイル・コーポレーション株式会社

代表取締役 町 田 哲 雄

構成団体

東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号

歌舞伎座タワー 20 階

株式会社オーエンス

代表取締役 大 木 一 雄

東京都杉並区天沼三丁目 5 番 4 号

東武緑地株式会社

代表取締役 青 木 雅 彦

議案第 9 2 号

令和 6 年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金 1 3 0, 0 6 8, 9 7 3 円のうち
4 6, 1 3 9, 0 4 9 円を建設改良積立金に積立て、8 3, 9 2 9, 9 2 4 円を資本金に組
入れるものとする。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

令和 6 年度春日部市水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第
3 2 条第 2 項の規定により提案いたします。

議案第 93 号

令和 6 年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金 1,650,560,513 円のうち 853,809,726 円を減債積立金に積立て、796,750,787 円を資本金に組入れるものとする。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

令和 6 年度春日部市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により提案いたします。

議案第 9 4 号

令和 6 年度春日部市一般会計決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度春日部市一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 9 5 号

令和 6 年度春日部市国民健康保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度春日部市国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 9 6 号

令和 6 年度春日部市後期高齢者医療特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度春日部市後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 9 7 号

令和 6 年度春日部市介護保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度春日部市介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 9 8 号

令和 6 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 99 号

令和 6 年度春日部市立看護専門学校特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度春日部市立看護専門学校特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 1 0 0 号

令和 6 年度春日部市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度春日部市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 101 号

令和 6 年度春日部市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度春日部市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 1 0 2 号

令和 6 年度春日部市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度春日部市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 103 号

令和 7 年度春日部市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度春日部市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 104 号

令和 7 年度春日部市一般会計補正予算（第 4 号）について

令和 7 年度春日部市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 105 号

令和 7 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 106 号

令和 7 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 107 号

令和 7 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 108 号

令和 7 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 109 号

令和 7 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 1 1 0 号

令和 7 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 1 1 1 号

令和 7 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

